



平成30年度から後期高齢者医療保険料率が変わります

▶ 問い合わせ 税務課 ☎73-3006
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

県後期高齢者医療広域連合では、医療制度の健全な運営を維持するため、2年に1度、後期高齢者医療保険料を見直しています。

被保険者数や医療費が年々増加していることから、特例措置による保険料の軽減を段階的に見直しています。

今後も安心して後期高齢者医療制度を利用していただくための制度改正に、ご理解をお願いします。

保険料の算定方法

$$\text{保険料 (年額)} = \text{均等割額 47,300円} + \text{所得割額 (総所得金額等-33万円)×9.26\%}$$

年間の保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と前年中の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。保険料率は、県内すべての市町で同じです。

保険料「均等割額」の軽減が受けられる場合

世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の平成29年中の総所得金額などが一定の金額以下の人、均等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の平成29年中の総所得金額などの合計額
9割軽減	33万円以下の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他所得がない場合）
8.5割軽減	33万円以下の世帯で、9割軽減に該当しない世帯
5割軽減	33万円 + (27万5千円※1×世帯の被保険者数) 以下の世帯
2割軽減	33万円 + (50万円※2×世帯の被保険者数) 以下の世帯

※賦課期日（4月1日）の世帯状況で判定します。

※保険料の限度額は、62万円です。（改正前は57万円）

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額などから年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減を判定します。

※平成29年度と比較して、「5割」および「2割」軽減の判定基準が緩和されました。

（※1）27万円から27万5千円に変更。

（※2）49万円から50万円に変更。



被扶養者であった人の軽減

75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった人は、所得割額はかからず、均等割額が軽減特例措置により、平成29年度は7割軽減されましたが、制度の見直しにより平成30年度は5割軽減となります。

保険料額のお知らせ

7月中旬に、平成30年度の後期高齢者医療保険料の「保険料額決定通知書」を送付します。



平成30年度から介護保険料が変わります

▶ 問い合わせ 介護保険課 ☎73-3017
税務課 ☎73-3006

平成30年度から32年度の介護保険料基準額は、年額72,000円です（前年度の基準額は、64,800円）

介護保険制度は、介護が必要になったときにサービスを利用できるように、社会全体で支える仕組みです。

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料は、サービス基盤の整備状況やサービス利用の見込みに応じて、各市区町村ごとに基準額を決めており、3年ごとに見直しています。

平成30年度から32年度の介護保険事業費の見込み額は約234億円。その2分の1は国、県、市が負担し、残りの2分の1を被保険者が負担する保険料でまかっています。保険料のうち、第1号被保険者が負担するのは全体の23%です。

これまで健全な財政運営に努めてきましたが、高齢化に伴う介護給付費の増加により、保険料を下記のとおり改正しました。皆さんが納める保険料は、介護保険制度を運営するための大切な財源です。保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。



平成30年度から32年度の介護保険料

段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額 (単位:円)
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	・老齢福祉年金受給者または生活保護受給者 ・前年の課税年金収入額と年金以外の前年の合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.45 32,400
第2段階		前年の課税年金収入額と年金以外の前年の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.75 54,000
第3段階		前年の課税年金収入額と年金以外の前年の合計所得金額が120万円超の人	基準額×0.75 54,000
第4段階	被保険者本人は 市民税非課税だが、 同一世帯に市民税 課税者がいる	前年の課税年金収入額と年金以外の前年の合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.9 64,800
第5段階		前年の課税年金収入額と年金以外の前年の合計所得金額が80万円超の人	基準額 72,000
第6段階	被保険者本人が 市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2 86,400
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.3 93,600
第8段階		前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5 108,000
第9段階		前年の合計所得金額が300万円以上の人	基準額×1.7 122,400

保険料額のお知らせ

7月上旬に、平成30年度の「介護保険料額決定通知書」を送付します。